



# 三重県公報

令和5年6月23日 (金)

第 424 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
47	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則	( 建 築 開 発 課 )	2
<b>告 示</b>			
395	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	( 市 町 行 財 政 課 )	14
396	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	15
397	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	15
398	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	16
399	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 同 )	17
<b>内 水 面 告 示</b>			
4	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内水面漁場管理委員会)	17
<b>公 告</b>			
	土地改良区の解散認可	( 農 地 調 整 課 )	18
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	18
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	18
	建設業者の営業所の所在地が確知できない旨	( 建 設 業 課 )	18
	都市計画の図書の写しの縦覧	( 都 市 政 策 課 )	19
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	( 管 財 課 )	19
	一般競争入札を行う旨	( 警 察 本 部 )	19
	同伴	( 同 )	23

規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十七号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則（昭和四十九年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請の手続)</p> <p>第二条 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。</p> <p>第四条 第二条第二項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第四項の規定による確認済証又はその写し（同法第六條第一項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>五 建築基準法第七條第五項の規定による検査済証又はその写し（法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定の申請を住宅の新築工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）</p>	<p>(認定申請の手続)</p> <p>第二条 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地認定申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。</p> <p>第四条 第二条第二項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認済証又はその写し（同法第六條第一項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>五 建築基準法第七條第五項又は第七條の二第五項の規定による検査済証又はその写し（法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定の申請を住宅の新築工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）</p>

六〇十二 (略)

十三 建築費計算書(総建築費とその細目(本體工  
事、特殊基礎工事及び各附属設備工事ごとに、昭  
和五十四年建設省告示第七百六十八号第三第四号  
に規定する建築費に含まれる費用と含まれない費  
用との区別に従つて記載する)及びこれらの請負  
契約書その他の書類との関連に関する説明並びに  
三・三平方メートル当りの建築費に関する事項を  
記載したもの)

十四 (略)

(認定申請の手続の特例)

第五条 住宅の新築の工事が着手後で、工事完了前に法  
第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の  
三第四項第十五号二の規定に基づく認定を受けた者  
で、新築の工事完了後に法第二十八条の四第三項第  
六号又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく認  
定を受けようとする者は、優良住宅認定申請書に、  
法第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条  
の三第四項第十五号二の規定に基づく認定を受けた  
旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければな  
らない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなけ  
ればならない。

一 建築基準法第七条第五項の規定による検査済証  
又はその写し

二・三 (略)

(認定の基準)

第六条 知事は、優良宅地認定の申請があつた場合に  
おいては当該申請に係る宅地の造成が昭和五十四年  
建設省告示第七百六十七号に規定する基準(以下  
「優良宅地認定基準」という。)に、優良住宅認定  
の申請があつた場合においては当該申請に係る住宅  
の新築が昭和五十四年建設省告示第七百六十八号に  
規定する基準にそれぞれ適合しないとき又はその申  
請の手続がこの規則に違反していると認めるとき  
は、認定をしないものとする。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特  
例)

第十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十  
九号)の規定による土地区画整理事業が完了した  
後、換地処分により取得した宅地につき、優良宅地  
認定(法第二十八条の四第三項第五号イ又は第六十  
三条第三項第五号イの規定に基づくものに限る。以  
下この条において同じ。)を受けようとする者は、  
同法第百三条第四項の規定による換地処分の公告  
後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければな  
らない。

2・3 (略)

六〇十二 (略)

十三 建築費計算書(総建築費とその細目(本體工  
事、特殊基礎工事及び各附属設備工事ごとに、昭  
和五十四年建設省告示第七百六十八号第三の四に  
規定する建築費に含まれる費用と含まれない費用  
との区別に従つて記載する)及びこれらの請負契  
約書その他の書類との関連に関する説明並びに  
三・三平方メートル当りの建築費に関する事項を  
記載したもの)

十四 (略)

(認定申請の手続の特例)

第五条 住宅の新築の工事が着手後で、工事完了前に法  
第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の  
三第四項第十五号二の規定に基づく認定を受けた者  
で、新築の工事完了後に法第二十八条の四第三項第  
六号、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六  
十九第三項第六号の規定に基づく認定を受けよう  
とする者は、優良住宅認定申請書に、法第三十一条の  
二第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十  
五号二の規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号  
を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなけ  
ればならない。

一 建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項  
の規定による検査済証又はその写し

二・三 (略)

(認定の基準)

第六条 知事は、優良宅地認定の申請があつた場合に  
おいては当該申請に係る宅地の造成が昭和五十四年  
建設省告示第七百六十七号に規定する基準(以下  
「優良宅地認定基準」という。)に、優良住宅認定  
の申請があつた場合においては当該申請に係る住宅  
の新築が昭和五十四年建設省告示第七百六十八号に  
規定する基準(以下「優良住宅認定基準」とい  
う。)にそれぞれ適合しないとき又はその申請の手  
続がこの規則に違反していると認めるときは、認定  
をしないものとする。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特  
例)

第十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十  
九号)の規定による土地区画整理事業が完了した  
後、換地処分により取得した宅地につき、優良宅地  
認定(法第二十八条の四第三項第五号イ、第六十三  
条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第  
五号イの規定に基づくものに限る。以下この条にお  
いて同じ。)を受けようとする者は、同法第百三条  
第四項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認  
定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 (略)

<p>(都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成に関する特例)</p> <p>第十二条の二 法第二十八条の四第三項第七号イ又は第六十三条第三項第七号イの規定のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による許可を受けた宅地の造成(その造成区域の面積が一千平方メートル未満のものに限る。)について優良宅地認定を受けようとする者は、優良宅地認定申請書(都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成)(第十号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成に関する特例)</p> <p>第十二条の二 法第二十八条の四第三項第七号イ)第六十三条第三項第七号イ又は第六十八条の六十九第三項第七号イの規定のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による許可を受けた宅地の造成(その造成区域の面積が一千平方メートル未満のものに限る。)について優良宅地認定を受けようとする者は、優良宅地認定申請書(都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成)(第十号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

# 優良宅地認定申請書

年 月 日

三重県知事宛て

住所又は所在地  
事業主 氏名又は名称  
及び代表者氏名

住所又は所在地  
連絡先 氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシ

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ  
第31条の2第2項第14号ハ  
第62条の3第4項第14号ハ  
第63条第3項第5号イ の規定に基づき優良な宅地

(同法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては住宅建設の用に供する優良な宅地)の供給に寄与するものであることの認定を申請します。

造成宅地の概要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	
	2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称	
	3 宅地造成区域の面積	m <sup>2</sup>
	4 宅地の用途	
	5 工事着工予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月	年 月 日
	7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 認定番号	年 月 日 第 号	

### 備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 「その他の必要な事項」の欄には、他の法令等による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。  
なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合には、申請文中 ( ) 内を抹消するとともに造成宅地の概要欄中「2」については記載しないこと。

受付印欄	※ 建設事務所	※ 市町

(規格 A4)

第 2 号様式（第 2 条関係）

# 優良住宅認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地  
事業主 氏名又は名称  
及び代表者氏名

住所又は所在地  
連絡先 氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

租税特別措置法 第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号ニ  
第62条の3第4項第15号ニ  
第63条第3項第6号 の規定に基づき優良な住宅の供給に寄与す

る旨の認定を申請します。

住宅新築事業の概要	1	新築住宅の所在地及び名称	
	2	新築住宅の戸数（総戸数 戸）	戸
	3	住宅の床面積	m <sup>2</sup>
	4	住宅の敷地面積	m <sup>2</sup>
	5	住宅の構造	
	6	住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）	万円/3.3m <sup>2</sup>
	7	都市計画区域の名称	
	8	中高層耐火共同住宅の階数	
摘要			
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 認定番号	年 月 日 第 号		

受付印欄	※ 建設事務所	※ 市町

（規格 A4）

## 備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区画区分された一の部分である場合にあつては、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立部分について別紙1に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記載すること。
- 3 住宅の構造の欄には、耐火、簡易耐火及びその他の区分を記載すること。
- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」への記載は必要ない。また、当該各号ニの規定に基づくものであつても中高層耐火共同住宅の申請でない場合は、「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあつては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「1 新築住宅の所在及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には当該一団地の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）」の欄への記載は必要ない。
- 6 申請が、すでに租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては、その旨並びにすでに受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記入すること。
- 7 申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 8 住宅が建築基準法施行規則別記第2号様式に規定する高床式住宅である場合にあつては、床下部分以外の部分の面積を「3 住宅の床面積」及び別紙2の床面積欄に記載すること。
- 9 「6 住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）」については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については、別紙2の「住宅の建築費（消費税抜き・消費税込み）」について建築費の算定方式に応じ該当するものに○をつけること。

別紙 1

番 号	床 面 積		共用部分の 床 面 積	計	備 考
	専用部分の床面積				
	居住の用に供する部分の床面積	居住の用に供する部分以外の部分の床面積			
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

備考

- 1 「居住の用に供する部分以外の部分」とは、店舗、事務所等をいう。
- 2 「共用部分の床面積」とは、階段、廊下、居住者の駐車場等をいう。

(規格 A 4)



別紙 2

住宅番号	住宅の所在地	住宅の戸数	住宅の床面積	住宅の敷地面積	住宅の構造	住宅の建築費消費税 抜き・消費税込み
		戸	㎡	㎡		万円/3.3㎡
計		戸	㎡	㎡		

備考 住宅が一棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、それぞれの住宅について別紙 1 に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該一棟の家屋の床面積及び敷地面積を記載すること。

(規格 A 4)

第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 9 条関係）

# 優良宅地適合証明申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地  
 事業主  
 氏名又は名称  
 及び代表者氏名

住所又は所在地  
 連絡先 氏名又は名称  
 担当者名  
 電話及びファクシミリ

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ  
 第31条の2第2項第14号ハ  
 第62条の3第4項第14号ハ  
 第63条第3項第5号イ の規定に基づき、

年 月 日付け認定番号 第 号の宅地造成につき、認定の内容に適合している  
 旨の証明を申請します。

備考 申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

受付 印欄	※ 建設事務所	※ 市町

(規格 A4)

第十号様式を次のように改める。

第10号様式（第12条の2関係）

# 優良宅地認定申請書 (都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地  
事業主  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

住所又は所在地  
連絡先 氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

租税特別措置法 第28条の4第3項第7号イ の規定に基づき、  
第63条第3項第7号イ

年 月 日付け 第 号により開発許可を受けた宅地造成につき、優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定基準に適合している旨の証明を申請します。

### 備考

- 1 申請文中当該証明の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。
- 2 都市計画法第36条第2項の規定に基づく検査済証の写しを添付すること。

受付  
印欄

※ 県本庁又は建設事務所

(規格 A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 395 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 6 月 26 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬から 4 月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。
	令和 5 年 7 月 2 日（日）～同月 4 日（火）	令和 5 年 7 月 8 日（土）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階

電話 059-224-4324	
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 396 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表中第 41 号の項を第 42 号の項とし、第 35 号の項から第 40 号の項までを一項ずつ繰り下げ、第 34 号の項の次に次のように加える。

35	東海北陸保育研究大会 運営費補助金	東海北陸保育研究大会の 県内開催に要する経費の 一部を補助することにより、 その円滑な実施を図り、本 県の保育の振興に資する。	東海北陸保育研究大会「三 重大会」の開催に要する 経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協 議会
----	----------------------	---	-----------------------------------	--------	----------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 397 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町大字西対海地 39 番地先から 桑名郡木曾岬町大字西対海地 34 番地先まで	旧	5.2~6.5	75.0
	新	5.3~8.6	75.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居河芸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市大里窪田町字一之坪 2057 番 13 地先から 津市大里窪田町字一之坪 2057 番 12 地先まで	旧	9.7~13.9	23.1
	新	9.7~14.8	23.1

第 3

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 草生窪田津線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市大里窪田町字一之坪 2057 番 13 地先から 津市大里窪田町字一之坪 2057 番 12 地先まで	旧	9.7～13.9	23.1
	新	9.7～14.8	23.1

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 草生窪田津線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市大里窪田町字平尾前 3794 番地先から 津市大里窪田町字大垣内 1439 番地先まで	旧新	6.7～18.2	254.8
	新	14.8～30.6	222.6

第 5

1 道路の種類 県道

2 路線名 礪浦押淵線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町相賀浦字河内脇 482 番 2 地先内	旧	5.1～9.1	77.2
	新	6.9～18.6	77.2

第 6

1 道路の種類 県道

2 路線名 須賀利港相賀停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町相賀字渡利 79 番地先から 北牟婁郡紀北町相賀字渡利 75 番 3 地先まで	旧	22.0～65.3	13.4
	新	38.7～70.2	13.4

第 7

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市有馬町字川尻 4331 番 1 地先から 熊野市有馬町字川尻 1552 番 1 地先まで	旧	11.2～15.7	110.7
	新	13.2～21.5	110.7

**三重県告示第 398 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 368 号	津市美杉町太郎生字澳田 4810 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4767 番地先まで	令和 5 年 7 月 5 日
一般国道 422 号	津市美杉町太郎生字澳田 4810 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4767 番地先まで	令和 5 年 7 月 5 日
県道 久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪 2057 番 13 地先から 津市大里窪田町字一之坪 2057 番 12 地先まで	令和 5 年 6 月 23 日
県道 草生窪田津線	津市大里窪田町字一之坪 2057 番 13 地先から 津市大里窪田町字一之坪 2057 番 12 地先まで	令和 5 年 6 月 23 日



県道 伊勢南島線	度会郡度会町川口字里 438 番 2 地先から 度会郡度会町川口字里 436 番 3 地先まで	令和 5 年 6 月 23 日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町字向井 1433 番 33 地先から 鳥羽市浦村町字向井 1433 番 26 地先まで	令和 5 年 7 月 5 日
県道 須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡紀北町相賀字渡利 79 番地先から 北牟婁郡紀北町相賀字渡利 75 番 3 地先まで	令和 5 年 6 月 23 日

**三重県告示第 399 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	368 号	津市美杉町太郎生字澳田 4810 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4767 番地先まで	令和 5 年 7 月 5 日
県道	久居河芸線	津市大里窪田町一之坪 2057 番 13 地先から 津市大里窪田町一之坪 2057 番 12 地先まで	令和 5 年 6 月 23 日
県道	伊勢南島線	度会郡度会町川口字里 438 番 2 地先から 度会郡度会町川口字里 436 番 3 地先まで	令和 5 年 6 月 23 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

**内水面告示**

**三重県内水面漁場管理委員会告示第 4 号**

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅 尾 和 司

1 指示の内容

(1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。
- (イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和5年7月9日から令和6年7月8日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、四日市南部土地改良区（四日市市山田町2112番地3）の解散を令和5年6月14日認可しました。

令和5年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）青蓮寺地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年6月26日から同年7月24日まで

3 縦覧の場所

伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町3184番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年2月6日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和5年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

いなべ市藤原町本郷

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告します。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

令和5年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
------	--------	--------	------------	-------

三重県知事許可 (般-02) 第 021246 号	株式会社西都	松本 澄之	四日市市まきの木台 1-33	令和 2 年 7 月 17 日
------------------------------	--------	-------	----------------	--------------------

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類  
亀山都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

### 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,104,000 kWh
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県総務部管財課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 5 年 4 月 27 日
- 4 契 約 の 相 手 方 愛知県名古屋市中区東新町 1 番地  
中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 5 契 約 金 額 基本料金 1 月 1kWhにつき 1,788.28 円（税込）  
予備線基本料金 1 月 1kWhにつき 53.90 円（税込）  
電力量料金（夏季） 1kWhにつき 18.44 円（税込）  
電力量料金（その他季） 1kWhにつき 17.53 円（税込）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に  
該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 23 日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,535,900 kWh
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。
  - (3) 使用期間  
令和 5 年 11 月 1 日（水）0 時から令和 6 年 10 月 31 日（木）24 時まで
  - (4) 需要場所  
三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部
  - (5) 業種

官公署（事務所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者（電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者）にあっては供給実績があること（電気事業法第3条の規定に基づく一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年7月18日（火）11時までに、本システムにより本入札に参加する場合にあっては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和5年8月14日（月）17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和5年度年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係 担当 小林

電話 059-222-0110 (内線) 2293 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和5年7月18日(火)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和5年7月25日(火)までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和5年7月25日(火)までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年8月7日(月)15時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年8月7日(月)15時

なお、入札書は令和5年7月31日(月)から同年8月7日(月)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係

案件名 三重県警察本部で使用する電気(単価契約)入札書在中

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年8月7日(月)15時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部入札室

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和5年7月31日(月)15時までに(1)の場所へ連絡してください。

なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知(証明書等審査結果通知書)(写し可)を持参してください。

- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらの者を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否 要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 2,535,900kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

#### (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Wednesday, November 1, 2023 to 12:00 P.M. on Thursday, October 31, 2024.

#### (3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 31, 2023 and 3:00 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M on Monday, August 7, 2023.

(6) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2293

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月23日

三重県警察本部長 難波正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県運転免許センターで使用する電気（予定使用量）1,079,300 kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 使用期間

令和5年10月1日（日）0時から令和6年9月30日（月）24時まで

(4) 需要場所

三重県津市垂水 2566 番地 三重県運転免許センター

(5) 業種

官公署（事務所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者（電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者）にあっては供給実績があること（電気事業法第3条の規定に基づく一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調

達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年7月18日（火）11時までに、本システムにより本入札に参加する場合にあっては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和5年8月14日（月）17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和5年度年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

**【提出部局】**

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属  
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係 担当 小林  
電話 059-222-0110（内線）2293 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp
- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じ。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和5年7月18日（火）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和5年7月25日（火）までに本システム上で通知を行います。  
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和5年7月25日（火）までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。



入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年8月7日（月）14時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年8月7日（月）14時

なお、入札書は令和5年7月31日（月）から同年8月7日（月）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係

案件名 三重県運転免許センターで使用する電気（単価契約）入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年8月7日（月）14時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部入札室

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和5年7月31日（月）15時までに(1)の場所へ連絡してください。

なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知（証明書等審査結果通知書）（写し可）を持参してください。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらの者を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求め場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 1,079,300kWh) to be used in the main buildings of the Driver's license Center, Mie prefectural police

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Sunday, October 1, 2023 to 12:00 P.M. on Monday, September 30, 2024.

(3) Supply place:

Main buildings of the Driver's license Center, Mie prefectural police

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 31, 2023 and 2:00 P.M. on Monday, August 7, 2023.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:15 P.M on Monday, August 7, 2023.

(6) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2293

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---